

3 応急対応期（災害より一定期間経過後）

○基本的な考え方

- 災害後、避難生活が長期化し、仮設住宅などへ移るまでの間の対応期です。
- 災害直後の対応から「整備（もの）」「体制（ひと）」を一層充実させることを中心に紹介しています。
- 記載している内容のうち「できること」からお願いします。

（1）「もの」の充実

① 健康をより充実するもの

- 医療機関などと連携し医薬品や薬剤を充実していきましょう。
- 福祉用具の充実を行きましょう。（下記の例を参考に）
 - ※ 【福祉用具 例】
 - 車いすや歩行補助器具、歩行補助杖
 - 補聴器など（使用するためには、専門家の調整が必要です。）
 - ストーマ用装具など（種類がたくさんあるため、個々の状況を聞き取りのうえ、医療機関やメーカーとの連携が不可欠です。）
- 福祉避難コーナーを拡充し、健康相談ができるコーナーの開設も検討しましょう。開設にあたり、プライバシーが確保できるなどの配慮が必要です。

② 生活衛生を管理するもの

- オストメイトにも対応したトイレの確保を行きましょう。
- 介護用品・衛生用品の確保・補充を行きましょう。
- 仮設風呂の設置や身体に障害のある人が利用できる移動入浴車の巡回を行い、衛生管理には気を付けましょう。
- 車いす利用者が利用可能な洗面所の整備を行きましょう。
- パソコン、ラジオ、TVなど、被災者が普段から情報を得ている機器の充実していきましょう。

③ あたたかい食事の提供

- 要配慮者のうち、ものの飲み込みに障害のある人には、柔らかく消化のよい食べやすいもの（おにぎりをおかゆに、お茶にとろみ調整剤を混ぜるなど）を用意しましょう。
- 避難所では水分不足に陥ることが多く、特に要配慮者への体調変化には注意が必要です。

(2) 「体制」の充実

① 福祉サービスの充実

- 在宅介護サービスが必要な要配慮者が避難生活を続ける場合は、避難所を居宅とみなして介護事業者による継続的なサービスの提供を行えるよう、関係団体と調整しましょう。それが難しい場合には、ほかの事業者によるサービスが継続できるよう調整しましょう。
- 補聴器はそのままでは使えず、専門家が調整する必要があります。そのため、専門家の派遣を依頼するなどのサポートを行いましょう。
- 手話通訳者、ヘルパーなどの福祉的な人材を把握し派遣できるよう調整しましょう。
- 要配慮者にかかわる関係団体との連携を行いサポートしましょう。
- 環境が充実してきたときには、可能であれば各要配慮者の個別のニーズに対応した避難所（各障害別、妊産婦だけなど）をつくりましょう。

② 健康の充実

- 避難所生活の長期化や生活環境の変化により、筋肉や骨量の低下、関節の固まりなどといった全身の機能低下がおきる場合があります。特に身体に障害のある人は注意が必要で、高齢者の中には要介護状態や認知症へ移行する場合があります。そのため、「寝る」より「座る」、「座る」より「歩く」などできるだけ身体を動かすことを目標にして、適度な運動・体操を心がけましょう。

- 要配慮者の健康状態の維持・向上を目的に保健師が巡回し、相談できる体制の整備や、医療の必要な被災者には仮設診療所などとの受診調整を行いましょう。

③ 心のサポート

- 避難者はショックや喪失感、肉体的疲労などが絶えず、ストレスを感じています。特に要配慮者の受けるストレスの影響は一般の人より大きい場合があるため、専門家の派遣など、医療機関、関係機関と連携しながら心のサポートを行っていきましょう。

④ 自宅へ帰る準備

- 「罹災証明書」の手続き方法や、仮設住宅への入居、避難所から出るときの移動手段のサポートなど、避難者が自宅に帰る支援を行いましょう。